

本有識者検討会における議事の取扱い等について

- 本有識者検討会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として公開しない。
- 議事要旨については、事務局において発言者を明示しない形で案を作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- 資料については、原則として公開するものとする。ただし、個別企業の特定につながる情報を含む等の場合には、事務局の判断により非公開（一部の非公開を含む。）とすることができる。
- 必要であると認めるときは、参加者の過半数の了解を得て検討会の参加者を追加することや、その他の関係者の出席を求めることができる。